

## 廃棄物行政のうごき

# 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について(解説)



環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課長 **松田 尚之**

### 1. 法律の背景

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向け、我が国においては、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目標として掲げています。

このうち、資源循環・廃棄物分野の脱炭素化については、我が国の温室効果ガス排出量全体の約36%が、資源循環によって排出削減に貢献できる余地のある分野であるとの推計もあるため、様々な分野で資源循環を促進していく必要があります。

また、欧州を中心に世界では、再生部品又は再生資源の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても再生部品又は再生資源の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要となっています。

こうした状況において、製造事業者等が必要とする質・量の再生部品又は再生資源を確実に供給していく体制の確保のためには、単に資源循環の案件形成を支援するのではなく、資源循環の中核をなす再資源化の取組を高度化していくことが急務となっています。このため、中央

環境審議会循環型社会部会の下に「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」を設け、令和5年7月以降、制度的な検討を行ってきました。

同小委員会では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく基本方針や循環経済工程表などを踏まえ、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための具体的な施策のあり方について審議を行い、報告書を取りまとめました。その後、令和6年2月に中央環境審議会より環境大臣に意見具申を行い、報告書を公表しました。

この報告書を踏まえ、第213回国会に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」を提出しました。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「法」という。）は令和6年5月22日に同国会で成立し、同月29日に公布され、令和7年2月1日一部が施行されました。

## 2. 法律の全体像

法においては、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、再資源化の実施の促進（底上げ）、再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）を講ずることとしています。

資源循環業界が自立資源供給産業として変革していくためには、廃棄物の適正処理の確保を基盤として、全体を底上げするような支援を核とした新たな枠組みの構築が求められています。

法の施策により先進的な事例を積み重ね、そこから得られた知見を国が展開していくことで、業界全体での再資源化の取組を促進していきます。

その上で、先進的な取組を促進するため、3つの類型に該当する事業について、環境大臣による認定制度を創設し、生活環境の保全のための措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の特例を措置することとしています。

## 3. 法律の措置事項

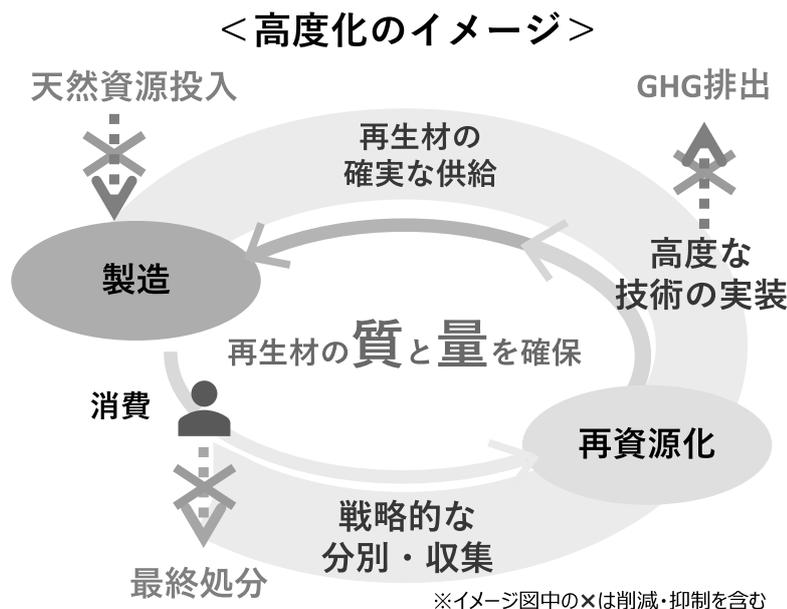
### ① 基本方針

法において、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされています。基本方針は、(1)資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向、(2)再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項、(3)処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等を記載することとされています。

### ② 判断基準

法において、再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を環境省令で定めることとされています。

判断基準は、国が基本方針で示した目指すべき基本的方向を実現するためには、個々の関係者による取組が必要となるものの、日々の事業活動においてどのような取組を行うことが求め



高度化のイメージ

られるのか基本方針だけでは不明瞭であることが想定されるため、これを具体化するものです。

なお、判断基準は、あくまで自主努力を促進するための措置であることから強制力はなく、これに反したとして、何らかの不利益を被るものではありません。

### ③ 高度再資源化事業の認定等（類型①）

需要に応じた資源循環のために実施する再資源化事業を「高度再資源化事業」と定義し、高度再資源化事業の実施に関する計画を策定して環境大臣による認定を申請できることとしています。

認定の申請に当たっては、再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標を提出させることとしており、これは、無駄のない再資源化事業であるかどうか、いわゆる循環利用率を示すものであり、この指標に照らして、大部分が製造事業者等に提供されると認められる（製造事業者等が必要とする質・量を提供すると認められる）場合に限って認定することとしています。

法では、認定の効果である廃棄物処理法の特例について規定しており、これまでの各種リサイクル法ではなかった、廃棄物処理施設の設置の許可の特例も措置しています。

### ④ 高度分離・回収事業の認定等（類型②）

廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化事業を「高度分離・回収事業」と定義し、高度分離・回収事業の実施に関する計画を策定して環境大臣による認定を申請できることとしています。

そして、高度分離・回収事業の認定の要件として、再資源化率が特に高いことをあげていますが、これは、必ずしも完全リサイクルを指すものではなく、従前、ほとんど再資源化がされなかった廃棄物について、再資源化を可能とす

る事業も、認定の要件を満たし得るものです。

ここで、高度分離・回収事業の対象とする廃棄物は、「その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る」こととしており、再資源化が可能なものが多く含まれるが、その分離に困難が伴うことから再資源化が進んでいないようなものが想定されます。

### ⑤ 再資源化工程の高度化の認定等（類型③）

廃棄物処理施設に再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備を導入することを「再資源化工程の高度化」と定義し、再資源化工程の高度化の実施に関する計画を策定して環境大臣による認定を申請できることとしています。

再資源化工程の高度化の認定は、既設の廃棄物処理施設の脱炭素化を進めることを狙いとしており、「廃棄物処理施設の設置者」という申請者要件を設けており、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置の許可を受けて当該施設を設置した者に限っています。

### ⑥ 再資源化の実施の状況の報告等

法において、特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量等を環境大臣に報告しなければならないこととしています。

製造事業者等は、再資源化に積極的な廃棄物処分業者の情報を得る手段が限定的であり、再生部品又は再生資源を調達する必要があるとしても、どの廃棄物処分業者がどのような種類の再生部品又は再生資源を供給可能であるかといった情報を入手することは容易ではないため、再資源化の実施の状況を公表することで、マッチ

ングを支援するものです。

マッチングを支援するという趣旨から、特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者にも公表によるメリットを受けるニーズがあると想定されるため、特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者についても、任意で報告できることとしています。

#### ⑦ 財政上の措置等

国は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとしており、環境省においても必要な予算の確保への対応を進めていくものです。

また、エネルギー対策特別会計を活用し、高効率なりサイクル設備の導入に対する補助や実証事業を行うとともに、GXに向けた資源循環に資する設備投資への支援として、政府全体で令和6年度から3年間で300億円の予算を見込むなど、必要な支援を実施していきます。

#### ⑧ 施行期日

法の施行期日は2段階としており、基本方針・判断基準に関連する規定は公布から9か月以内に政令で定める日から施行することとしており、令和7年2月1日に施行されました。その他の規定は公布から1年6か月以内に政令で定める日から、施行することとしています。

### **4. 法律の措置事項**

環境省において法の完全施行に向け、関連法令の整備等の対応を進めるとともに、関係省庁とも連携しながら資源循環の促進のための施策について検討を進めていきます。

法の施行に向けて必要な検討を行う場合には、「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」等の場を活用するとともに、

個別に廃棄物処理業者や製造事業者等の業界団体、地方公共団体等、との意見交換を行い、制度への反映を検討していきます。

こうした検討には脱炭素化及び資源循環に関する専門的かつ高度な知見を要するため、丁寧に進める必要があります。認定制度の審査基準等について、法の円滑な施行のためには、申請者をはじめとする関係者の予見可能性を高めることが重要であり、認定制度が施行される公布から1年6か月以内に政令で定める日に先駆けて公表できるよう、環境省において対応を進めていきます。

法の円滑な施行には、関係者の皆様の協力が不可欠だと認識しています。ぜひともご理解賜りつつ、ご協力いただけると幸いです。